

平成 22 年 1 月 21 日

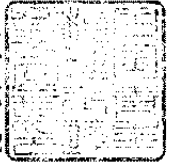
日本経済新聞社 御中

全国青年税理士連盟

会長 坂田 覚

東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-21-12

電話 03-3354-4162



平成 22 年 1 月 12 日付 「税制審議に関する記事」について

私たち全国青年税理士連盟は、全国の約 3,000 名の青年税理士が参加する団体です。私たちは納税者の権利擁護のために、より良い税理士制度・税務行政・税制が実現されることを目的に研究し、提言を行うなどの活動をしております。

さて、平成 22 年 1 月 12 日付「税制審議 透明化かすむ」「与党の一声で方針転換」という記事の中で「同制度が 06 年度に導入されて以来、税理士会にとっては顧客法人への『節税商品』を奪われた格好になっていた。」との記述がありました。この記事については、誤った認識による報道であり、国民に対して誤解を招き、公平な税制の確立を阻害します。

記事によれば法人設立を「節税商品」と呼称し、あたかも税理士が節税のために法人設立を促し、オーナー課税の導入によりその節税スキームが取れなくなったことに反発して撤廃を求めたように読めますが、事実誤認です。

オーナー課税に対して反対をしてきた理由は、別紙によるものです。税理士会は政府等に税理士法に基づいて建議（税理士法第 49 条の 11）を行い、より良い税制を確立しようとしています。オーナー課税制度は「あるべき税制」とは程遠く、課税の公平を阻害することから国民の立場に立って反対をしてきたものであり、決して税理士業界の利益のために反対したものではありません。従って、貴誌の記述は誤りです。

この問題についての訂正記事を掲載いただくとともに、今後は貴誌が租税理論を理解したうえで正しい報道をされることを要望いたします。

以上

(別紙)

『オーナー課税に対して反対をしてきた理由』

(1) 税法体系を無視していること

法人と個人とを同一視して課税するという考え方は、個人と法人とが別人格であるという法概念を著しく逸脱した考え方であり、下記のような問題点が提起されます。

- ・ 当制度の考え方にある法人と個人の同一視は私法上の考え方を否定している。
- ・ 所得税における給与所得控除額は「給与収入を得るための概算経費を含んでいる」という考え方もあるが、仮にそうだとした場合にも給与所得控除額相当部分を法人税における経費の二重控除と見る考え方に根拠が無い。異なる税体系である所得税法の所得計算概念を法人税法に持ち込むこと自体、租税理論を逸脱している。
- ・ 実質一人会社と個人事業者の所得計算とに着目して課税の公平を図るという立法趣旨であれば、税体系の異なる法人税法と所得税法とで課税の公平を図るべきではない。

(2) 中小同族会社に与える影響度を無視していること

租税法が国民にとって理解し易いものであり、納税の予測可能性が確保されることが真に安心し信頼できる税制の要件です。当制度のような不利な税制改正が唐突に行われるということは納税の予測可能性が確保されず、財政基盤が不安定な中小同族会社の経済活動に深刻な影響を与えます。

加えて、国税庁が発表している立法趣旨によると、対象となる法人はあたかも個人事業形態に近い一人会社のみを対象とするように説明されていますが、実際には売上規模・社員数共に相当の実績がある同族会社の多くがこの規定の適用対象となっています。これは、実質一人会社を対象とするという立法趣旨と大きく乖離しています。

また、既に支出された役員給与の一定額に法人税を課税するということは「担税力」のない部分に対して課税が行われるため、実質的には「没収」であり、中小同族会社の財政状態の悪化を招く一因になっています。

(3) 立法過程について

当制度は、唐突に平成 18 年度の自由民主党税制改正大綱（平成 17 年 12 月 15 日発表）に盛り込まれ、国民の目に触れる期間が極めて短い間に成立に至った経緯があります。多くの中小同族会社に不利益な影響を与える重要な改正であるにもかかわらず、周知される十分な期間を経ることなく成立に至ったことは重大な問題があります。